

安芸太田町移送支援事業の概要

1 事業目的

本事業は、道路運送法第 79 条に基づく公共の福祉を確保するためやむを得ないものとして、旧加計町の「お出かけ支援事業」、旧筒賀村の「生活援助サービス」を引き継ぐかたちで、安芸太田町全体で実施している。

身体機能の低下により、公共交通機関等の利用が困難な高齢者及び重度身体障害者等に対し、車椅子専用車両により医療機関等目的地への移送支援を行うことにより、当該利用者の社会参加の促進と、より豊かな在宅生活と福祉の向上を図っている。

2 実施主体

安芸太田町

3 運営主体

社会福祉法人 安芸太田町社会福祉協議会へ業務委託（単年契約）

4 自家用有償旅客運送者登録

登録番号：中広市福第 2 号

自家用有償
旅客運送の種別：市町村運営有償運送（市町村福祉輸送）

登録有効期間：令和 2 年 10 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日まで

5 利用対象者

利用対象者は安芸太田町に在住し会員登録した者で、日常なんらかの身体介護を要し、移動が困難な次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 寝たきり及び認知症状のため、公共交通機関等（バス・タクシー・その他）の利用が困難な者
- (2) 身体障害、精神障害等のため、公共交通機関等（バス・タクシー・その他）の利用が困難な者
- (3) その他、身体上の理由で特に必要と認められる者（※）

※ 随時、安芸太田町移送支援事業利用者検討委員会において協議する。

6 運行範囲

安芸太田町内（発・着どちらか必ず安芸太田町内であること）

7 登録者数

7名（令和4年度末現在）

8 運送車両

2台（車イス専用軽自動車）

9 利用料金 1キロメートルあたり40円（令和3年4月改定）

介助サポートサービス 1回500円（令和30年11月から）

10 利用実績

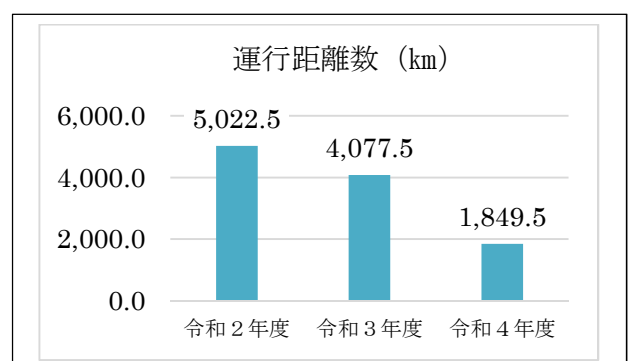
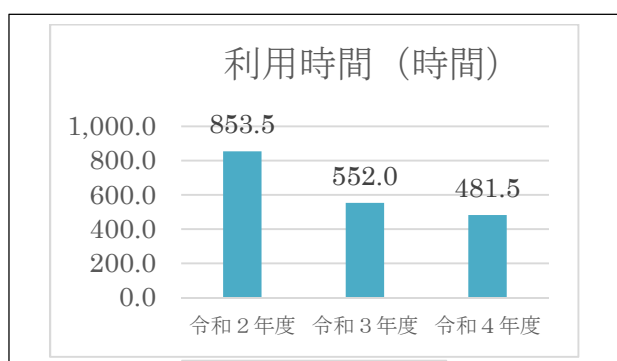
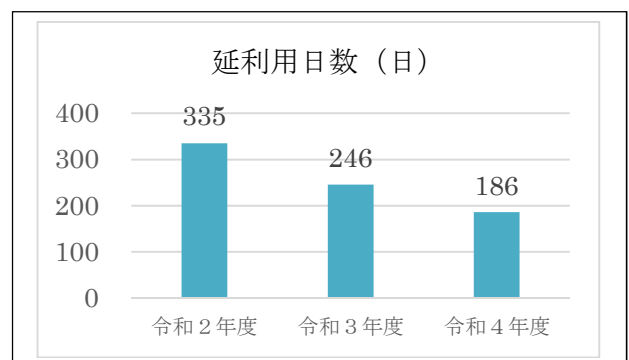
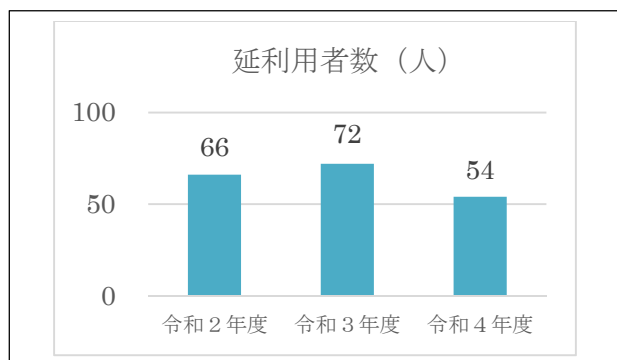
令和2年度から令和4年度の利用実績は、次のとおりである。

○ 実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
延利用者数（人）	66	72	54
延利用日数（日）	335	246	186
利用時間（時間）	853.5	552.0	481.5
運行距離数（km）	5,022.5	4,077.5	1,849.5
輸送回数（回）	652	478	400
利用料収入（円）	178,875	203,675	112,960

○ 利用減少の主な理由は、

施設入所、長期入院、他市町への転出、死亡



安芸太田町移送支援事業実施要綱

平成 17 年 8 月 1 日告示第 31 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、身体機能の低下により、通常の車による移動が困難な高齢者及び重度身体障害者等に対し、車椅子専用車輛による移送サービス事業及び通院等介助を行うサポート（介助）サービス事業（以下「安芸太田町移送支援事業」という。）を行うことにより、当該利用者の社会参加や、より豊かな在宅生活と福祉の向上を図ることを目的とする。

(利用対象者)

第 2 条 安芸太田町移送支援事業を利用できる者は、安芸太田町移送支援事業の会員登録をしている者（以下「会員」という。）とする。

2 会員は、安芸太田町内に在住し、日常なんらかの身体介護を要し、移動が困難な次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 寝たきり及び認知症状のため、公共交通機関等（バス・タクシー・その他）の利用が困難な者

(2) 身体障害、精神障害等のため、公共交通機関等（バス・タクシー・その他）の利用が困難な者

(3) その他、身体上の理由で特に必要と認められる者

3 前項第 3 号に規定する者は、その都度、安芸太田町移送支援事業利用者検討委員会において協議する。

(移送の範囲)

第 3 条 安芸太田町移送支援事業の範囲は、原則として安芸太田町内及び近隣市町とする。

(事業委託)

第 4 条 町長は、安芸太田町移送支援事業を社会福祉法人安芸太田町社会福祉協議会（以下「社協」という。）に委託して実施するものとする。

2 委託を受けた社協は、安芸太田町移送支援事業の良好な管理運営を行うため、次に掲げる事項について、町長の承認を得て管理規程を定めなければならない。

(1) 運行管理に関すること

(2) 会員の募集に関すること

(3) 利用料金等に関すること

(4) 普及啓発に関すること

(5) その他事業実施に関する業務

(委託料)

第 5 条 町長は、車両の運行に要する経費を予算の範囲内で社協に支払うものとする。

(介助)

第6条 介助者が必要な場合は、会員が確保するものとする。また、利用者が希望する場合には、サポート（介助）サービスを提供することができるものとする。

（補償）

第7条 不測の事故等による補償については、この事業について加入している保険の補償の範囲内とする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、社協と協議のうえ町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年11月1日から施行する。